**平成２６年（フ）第１６７８号**
名古屋市港区十一屋２丁目325番地　グランコート港西306号
債務者　可知　正博
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１８４５号**
愛知県瀬戸市落合町336番地の３　落合住宅１―504
債務者　上田　博美
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第８２０号**
千葉県香取市佐原イ4148番地
破産者　日之出建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第８２１号**
千葉県船橋市薬円台３丁目12番22号　フォーブルベルＢ棟201号、開始決定時の住所千葉県香取市佐原イ4148番地
破産者　城之内健一
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８号**
長崎県佐世保市下本山町1421番地
破産者　株式会社ウッディークラフト・ワークショップ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２６年（フ）第７２１号**
千葉県船橋市芝山６丁目26番３号
破産者　築山　　純
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１０８号**
奈良県橿原市五井町223番地の31
破産者　株式会社トータスフードサービス
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１３９号**
埼玉県熊谷市妻沼東２丁目34番地１
破産者　有限会社ハイジ
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第４６５号**
千葉県市原市能満1867番地94
破産者　高尾　幹生
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第４６６号**
千葉県市原市能満1867番地94
破産者　高尾君美枝
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第６２３号**
千葉県船橋市中野木２丁目８番５号　竹之内方
破産者　加藤　　誠
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第７３８号**
千葉県浦安市猫実３丁目９番３―101号　ＣＬＡＩＲ
破産者　川原　智彦
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第７５３号**
最後の住所千葉県船橋市夏見台５丁目14番８号、破産手続開始決定時の住所千葉県船橋市大穴北４丁目25番15号　グループホーム船橋笑寿苑
破産者　亡清水三六郎相続財産
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第７９０号**
千葉県八千代市米本2265番地１　市立まつわ団地201号
破産者　平田　　保
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第３１号**
千葉県安房郡鋸南町保田70番地
破産者　蛭田　珠江
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

**平成２６年（フ）第３７号**
長野県佐久市中込２丁目６番地30
破産者　有限会社海鮮割烹味旬丸
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２５年（フ）第１４７９号**
名古屋市東区矢田１丁目22番９号
破産者　有限会社愛知電設
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３６１６号**
大阪市西成区南津守６丁目６番52号
破産者　大洋油業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１１７号**
神戸市西区神出町田井223番地の１
破産者　有限会社日本住宅研究社
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２５年（フ）第４０号**
兵庫県朝来市山東町小谷63番地
破産者　株式会社東伸建設
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係